

## 静岡県建築基準条例第10条の2に係る添付図書について

(平成29年10月1日版)

静岡県建築基準条例第10条の2の規定に関して、建築確認申請書に添付する図書を建築基準法施行細則で定めています。

静岡県建築基準条例（抜粋）

(構造耐力)

**第10条の2** 建築物は、地震に対して安全な構造のものとして、建築物の各部分の耐力、変形限度等について知事が定める基準に適合するものでなければならない。

2 前項に規定する建築物に準ずるものについて、知事が安全上支障がないと認める場合は、同項の規定は適用しない。

平成29年静岡県告示第219号（抜粋）

静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号）第10条の2第1項の規定に基づき、建築物の各部分の耐力、変形限度等に関する基準を定める。

1 次に掲げる基準に適合すること。

(1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下、「政令」という。）第88条第1項に規定するZを用いる地震力等の計算においては、Zの数値に1.2を乗じて計算しなければならない。ただし、次に掲げる規定に用いるZの数値については、この限りでない。

ア 特定天井に係る規定

イ 建築設備等に係る政令第5章の4の規定

(2) 政令第46条第4項に規定する軸組を設置する場合は、同項に規定する各階の床面積に同項表2に掲げる数値を乗じて得た数値に、1.32を乗じなければならない。

(3) 枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成13年国土交通省告示第1540号）第5第5号に規定する耐力壁を設置する場合は、同号に規定する各階の床面積に同号表1に掲げる数値を乗じて得た数値に、1.32を乗じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物の構造部分については、適用しない。

(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下、「品確法」という。）第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の1の1-1(3)の等級2又は3の基準に適合する（同法第5条第1項、第31条第1項、第33条第1項又は第58条第1項に基づく評価、認定又は認証を受けたものに限る。）建築物の構造部分

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第4項第1号ロの規定に係る長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3の2。(2)①又は②の基準に適合する（同法第6条第1項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）に基づく認定を受けたもの又は品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関から適合することを証する書面の交付を受けたものに限る。）建築物の構造部分

建築基準法施行細則（抜粋）

（確認申請書等の添付図書）

**第2条** 法第6条第1項の確認の申請書又は法第18条第2項の規定による計画の通知（以下「確認申請書等」という。）には、次に掲げる図書を添えなければならない。

〔3〕 条例第10条の2第1項の規定に適合することの確認に必要な図書

## 1. 添付図書の考え方（建築物の区分による添付図書ケースA～D）

（文中の用語について） 建築基準法：「法」、建築基準法施行令：「政令」、建築基準法施行規則：「規則」、住宅の品質確保の促進等に関する法律：「品確法」、長期優良住宅の普及の促進に関する法律：「長期優良住宅法」、静岡県建築基準条例：「条例」、静岡県建築基準条例第10条の2第1項に基づく告示（第219号）：「告示」、建築基準法施行細則：「細則」、静岡県建築基準条例の改正施行の際（平成29年10月1日）に現存又は工事中の建築物で条例第10条の2の規定に適合しない建築物：「既存不適格建築物」と記載します。

### 対象建築物

- ・Zを用いる地震力等の構造計算を行う建築物（告示第1項（1））
- ・木造（在来工法、枠組壁工法等）で壁量計算を行う建築物（告示第1項（2）、（3））

YES

### 適用除外

- ・品確法等級2又は等級3、長期優良住宅法の耐震性基準適合  
(告示第2項（1）、（2）)
- ・知事認定建築物  
(条例第10条の2第2項)
- ・既存不適格建築物の増築等  
(条例第50条)

NO

### 型式等による図書省略適用

- 型式適合認定等、法第20条の大臣認定、図書省略認定

NO

- ・Zを用いる地震力等の構造計算を行う建築物（告示第1項（1））  
→【ケースA】P3 ※四号特例あり
- ・木造（在来工法、枠組壁工法等）で壁量計算を行う建築物  
(告示第1項（2）、（3）)  
→【ケースB】P4 ※四号特例なし

YES

YES

- ・知事が安全上支障がないと認める建築物  
(条例第10条の2第2項)  
→知事認定通知書
- ・品確法等級2又は等級3、長期優良住宅法の耐震性基準適合  
(告示第2項（1）、（2）)  
→【ケースD】P8
- ・既存不適格建築物への増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え  
→既存不適格調書 P10

- 型式適合認定・製造者認証を受けた建築物、法第20条の大臣認定による建築物、規則第1条の3による図書省略の認定を受けた建築物  
(告示第1項（1）、（2）、（3）)  
→【ケースC】P5～7

## 2. ケース別の添付図書及び審査方法について

### (1) ケースA (Zを用いる地震力等の構造計算を行う建築物)

#### ① 対象

告示第1項（1）が適用される、「一般的な建築物」が対象となります。

#### ② 添付する図書

「第88条第1項に規定するZを用いる地震力等の計算においては、Zの数値に1.2を乗じて計算していること」が確認できる構造計算書の添付が必要となります。

細則の規定	添付する図書
条例第10条の2の規定に適合することの確認に必要な図書	・ Z×1.2が確認できる構造計算書

※ 法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物（四号建築物で建築士の設計によるもの）については、細則第3条に基づき、告示第1項（1）の規定について、確認申請等への図書の添付が省略できますが、条例第10条の2への適合は必要です。

#### ③ 審査する上での考え方

- 告示第1項（1）の規定の審査は、Zを用いる構造計算に1.2を乗じて計算していることを確認します。このとき、便宜的にZの値を1.2として計算しているものも、条例の規定に適合するものと扱います。また、Zの値を1.0とし、構造計算において1.2を乗じて計算していない場合であっても、設計者が、条例の規定による構造計算と同等であるために必要な検定値等を明示し、検討の結果が妥当であることが明らかな場合についても、条例の規定に適合するものと扱います。

	適合する計算書の例	留意事項
例1	Zを用いる構造計算に1.2を乗じて計算したもの (Zを1.2として計算しているものを含む)	
例2	Zを1.0とし、1.2を乗じていないが、検定値等から、適合が明らかなもの	設計者が条例の規定による構造計算と同等であるために必要な検定値等を明示していること

- 四号建築物で建築士の設計によるものについては、告示第1項（1）の規定の審査は不要です。例えば、政令第46条第2項の規定による構造計算（壁又は筋かいを設けない木造建築物等）や、政令第69条の規定による構造計算（斜材、RCの壁等を設けない鉄骨造）が必要な建築物などが該当します。

ただし、四号建築物で建築士の設計によるものであっても木造の壁量計算については審査が必要となります。（ケースB参照）

## (2) ケースB（木造で壁量計算を行う建築物）

### ① 対象

告示第1項（2）、（3）の規定が適用される建築物（在来木造、枠組壁工法による建築物のうち、壁量計算が必要となる建築物）が対象となります。

### ② 添付する図書

壁量計算書、筋かくいや壁の位置及び種類を明示した図書の添付が必要となります。

細則の規定	添付する図書
条例第10条の2の規定に適合することの確認に必要な図書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁量計算書</li> <li>・筋かくいや壁の位置及び種類を明示した図書</li> </ul>

※ 四号建築物で建築士の設計による場合であっても、図書の省略はできません。

### ③ 審査する上での考え方

- 必要壁量×1.32の基準に適合していることを確認します。
- 条例の規定における木造建築物の壁量計算については、細則第3条において確認の特例として定めていないため、条例第10条の2の規定に適合することの審査が必要となります。
- 木造3階の建築物で構造計算と壁量計算が必要なものについては、ケースA及びケースBの添付図書が必要となり、それぞれの内容について条例への適合審査を行います。

### (3) ケースC (型式認定等による図書省略が適用される建築物)

#### ① 対象

告示第1項（1）の規定が適用される建築物で、確認申請時に図書省略の適用を受ける場合（型式適合認定・製造者認証、法第20条の大臣認定、規則1条の3による図書省略）が対象となります。

※ 品確法等級2又は等級3、長期優良住宅法の耐震性基準適合の場合はケースDへ

#### ② 添付する図書

様式（P9参考様式）及び様式の記載事項を証する図書の添付が必要となります。

対象となる建築物		添付する図書
1	型式適合認定・製造者認証により確認申請への添付図書が省略される建築物	
2	時刻歴応答解析により確認申請への添付図書が省略される建築物	・様式（参考様式） ・様式の記載事項を証する図書
3	規則第1条の3の認定により確認申請への添付図書が省略される建築物	

※ 法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物（四号建築物で建築士の設計によるもの）については、細則第3条に基づき、告示第1項（1）の規定について、確認申請等への図書の添付が省略できますが、条例第10条の2への適合は必要です。

#### ③ 添付する図書の作成方法

##### 1) 様式（P9参考様式）

- 確認申請書の様式第六面と同様に、申請に係る建築物について、法第20条第2項で別棟とみなされる棟ごとに作成してください。
- 3欄の「その他」の項目は、仕様規定の適用を除外する構造計算を行った場合に「レ」マークを入れ、採用した構造計算の根拠条文を併せて記入してください。（仕様規定の適用を除外する構造計算のほか、政令第81条各項の構造計算も行う場合などは、両方にチェックがります。）

内容	様式（参考様式）3欄「その他」欄の記載例
基礎の仕様規定を除外する計算を行う場合	政令第38条第4項の規定に基づく構造計算
柱の小径に係るただし書の計算を行う場合	政令第43条第1項の規定に基づく構造計算
...	...

- 4欄には、2)を参考にして、3欄で選択した構造計算等への適合状況を証する図書名を記載のうえ、その図書を添付してください。
- 上記のほか、欄の記入にあたっては様式の注意事項を参照してください。

##### 2) 様式の記載事項を証する図書

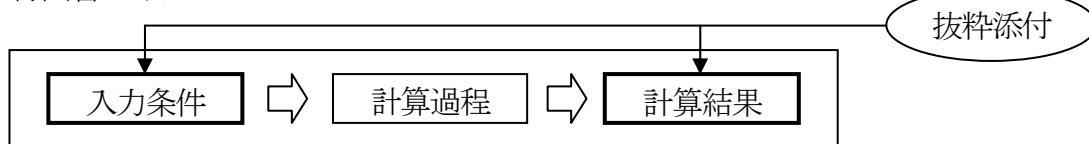
様式の記載事項を証する図書とは、様式（参考様式）3欄で選択した構造計算において、条例による割増しの実施が確認できる計算書等を指します。

設計者は、様式（参考様式）3欄で選択した構造計算の結果を証する図書名を4欄に記載のうえ、その図書を添付してください。

### ● (例1) 認定で認められた計算手法を用いて条例への適合を確認する場合の図書

認定で認められた計算手法（認定申請において実施した計算手法を含む）を用いて、その計算過程で $Z$ を1.2と置き換えて入力するなどして条例への適合を確認した場合、計算の入力条件や計算結果の当該箇所を抜粋した図書の一部を「記載事項を証する図書」として扱います。ただし、認定で認められた計算手法の中で検討されない規定については、(例2)により、条例への適合を確認した計算書の添付が必要となります。

<添付図書のイメージ>



様式（参考様式）4欄の記載例	添付図書で明示する事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・型式適合認定に係る計算の抜粋</li> <li>・法第20条第1項第一号の大蔵認定に係る計算の抜粋</li> <li>・規則第1条の3に基づく認定に係る計算の抜粋</li> <li>・構造検討概要書（時刻歴応答解析の場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 便宜上、<math>Z</math>を1.2とする場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・<math>Z</math>を1.2としたことが確認できる部分</li> <li>・計算の結果欄（検定値が明示されていなくても可）</li> </ul> </li> <li>(2) 地震力を割増す場合 ((1)以外の場合)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・<math>Z</math>が明示された部分</li> <li>・地震力を割増ししている部分</li> <li>・計算の結果欄（検定値が明示されていなくても可）</li> </ul> </li> <li>(3) 検定値により1.2以上の余裕度を示す場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・<math>Z</math>が明示された部分</li> <li>・計算の結果欄（検定値と、地震力を割増しした場合の比較値を追記したもの）</li> </ul> </li> </ul>

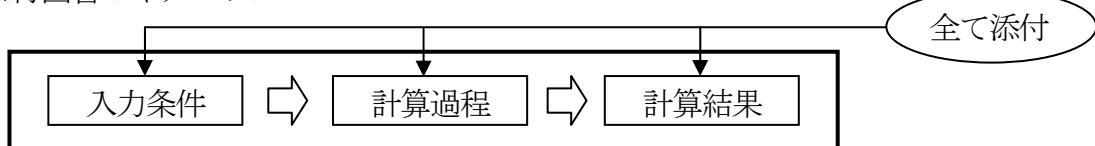
- ※ 3欄の「その他」に記載した構造計算について、認定で認められた計算手法を用いて確認できる場合も含みます。
- ※ 認定で認められた計算手法（チェックシートや簡易計算書等）に含まれない項目（例：鉄骨造の接合部パネル等）であっても、認定申請において実施した計算手法を用いて検討する場合は抜粋添付で可能とします。

## ● (例2) 構造計算により確認する場合の図書

例1以外の構造計算については、その計算書の全てを「記載事項を証する図書」として扱います。この場合、計算書の一部抜粋だけでは不十分となります。

例えば、「仕様規定によらず構造計算をする場合」(基礎の計算など)、「2m以上の片持ち部材に関する規定」などでは、認定で認められた計算手法において、Zに1.2を乗じて計算しても、条例の規定に適合することが確認できない場合が考えられます(認定申請時に審査されていない項目等)。また、認定の中で計算手法が示されていない場合もこれに該当します。

<添付図書のイメージ>



様式(参考様式) 4欄の記載例	添付図書で明示する事項
・政令第82条の2の規定に基づく構造計算書	
・政令第38条第4項の規定に基づく構造計算書	・計算書の全て ※抜粋の添付では不十分です
・政令第43条第1項の規定に基づく構造計算書	
・・・	

※ 地域係数(Z)を用いる計算の規定が複数適用される場合は、そのすべてについて、「記載事項を証する図書」の添付が必要となります。

### ④ 審査する上での考え方

- 様式(参考様式)及び「記載事項を証する図書」により審査を行います。様式(参考様式)4欄に記載された図書の添付と内容の確認をし、不足する事項がある場合は補正を求めることがあります。
- 確認申請書に添付された図書から、様式(参考様式)3欄の記載内容に不足があることが明らかな場合は、様式(参考様式)3欄の補正を求めます。
- Z×1.2の基準に適合していることの確認を行います。製造者認証を取得している場合は、型式認定へ適合しているかどうかの審査は行いません。
- 四号建築物で建築士の設計によるものについては、告示第1項(1)「Zの数値に1.2を乗じて計算していること」の審査は不要ですが、木造の壁量計算については審査が必要となります。(ケースB参照)
- 添付された計算書については審査を行います。ただし、抜粋添付の場合は、添付を求めていない計算部分の審査は行いません。

#### (4) ケースD（品確法等級2又は等級3、長期優良住宅法の耐震性基準適合）

##### ① 対象

告示第2項（1）、（2）の規定に基づき、適用除外となる以下の建築物が対象となります。

◆ 品確法に基づく耐震等級（構造躯体の倒壊防止）において、等級2又は3である建築物

※ 品確法に基づく耐震等級において「免震構造」とされる建築物は適用除外の対象となりませんのでご注意下さい。

→告示免震の場合はケースA、法第20条第1項第一号の大臣認定の場合はケースCへ

◆ 長期優良住宅法における長期仕様構造等とするための措置における耐震性の基準（免震建築物の基準を除く）を満たす建築物

##### ② 添付する図書

条例の適用除外となることが確認できる図書の添付が必要となります。

条例適用除外となる基準		添付する図書
1	<告示第2項（1）> 品確法における等級2又は3に適合するもの (免震を除く)	(以下のいずれかの認定書等の写し) ・品確法第5条の住宅性能評価書の写し ・品確法第31条の住宅型式性能認定書の写し ・品確法第33条の型式住宅部分等製造者の認証書の写し ・品確法第58条の特別評価方法認定書の写し
2	<告示第2項（2）> 長期優良住宅法の耐震性の基準に適合するもの (免震を除く)	(以下のいずれかの認定書等の写し) ・長期優良住宅法第5条の認定書の写し ・登録住宅性能評価機関による長期優良住宅の認定基準への適合を証する書面の写し

※ 各認定書等に添付される資料については添付不要とします。

##### ③ 審査する上での考え方

➤ 適用除外の建築物であることの審査は、各認定書等の写し（通常は1枚）により確認を行います。住宅型式性能認定書等において適用条件が定められている場合においても、適用条件の確認は審査対象外です。（設計者が確認する事項）

(参考様式)(用紙 日本工業規格 A4 縦型)

## 静岡県建築基準条例第10条の2の規定への適合性を確かめた旨の証明書

下記の建築物について、静岡県建築基準条例第10条の2の規定に適合するものとして、建築物の安全性を確かめたことを証明します。

平成 年 月 日

( ) 建築士 ( ) 登録第 号

設計者氏名

( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

建築士事務所名所在地

1 確認申請書等における第六面 第1欄の番号	
2 建築物の種類 (図書省略の適用)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第6条の4第1項一号又は二号 (型式適合認定・製造者認証) <input type="checkbox"/> 建築基準法第20条第1項第一号(大臣認定) <input type="checkbox"/> 建築基準法施行規則第1条の3による図書省略認定
3 静岡県建築基準条例第10条 の2への適合を確認した構造 計算の方法	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第1項各号に規定する構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第一号イに規定する構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第一号ロに規定する構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第二号イに規定する構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第3項に規定する構造計算 <input type="checkbox"/> その他( )
4 記載事項を証する図書の名称	

## (注意)

- 1 この書類は、申請に係る建築物(建築物の二以上の部分がエクスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該建築物の部分。)ごとに作成してください。
- 2 1欄は、確認申請書等における第六面第1欄の番号を記入してください。
- 3 2欄及び3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 4 3欄の「その他」に該当する場合は、具体的な規定を記入してください。(例)建築基準法施行令(以下「令」という。)第38条第4項の規定に基づく構造計算、令第43条第1項の規定に基づく構造計算等
- 5 4欄は、3欄の記載事項を証する図書の名称を記載してください。(例)型式適合認定に係る計算の抜粋、令第38条第4項の規定に基づく構造計算書等
- 6 4欄に記載した図書を添付してください。

(参考様式)(用紙 日本工業規格 A4 縦型)

## 既存不適格調書

私は、下記の建築計画をしていますが、既存建築物の現況を調査しましたので報告いたします。  
この調査書に記載の事項は事実に相違ありません。

平成 年 月 日

建築主 住所 :

氏名 :

印

1 既存建築物	①確認済証番号	<input type="checkbox"/> 有り (平成 年 月 日 第 号) <input type="checkbox"/> 無し		
	②検査済証番号	<input type="checkbox"/> 有り (平成 年 月 日 第 号) <input type="checkbox"/> 無し		
2 調査者	①資格	( ) 建築士 ( ) 登録 第 号		
	②氏名	印		
	③建築士事務所名	( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録 第 号		
	④所在地			
	⑤電話番号			
3 計画概要	①敷地位置			
	②現況主要用途		③予定建築物 用途	
	④工事種別	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替え <input type="checkbox"/> 用途変更		
4 調査結果概要	①集団規定	<input type="checkbox"/> 適法	<input type="checkbox"/> 既存不適格	
	既存不適格条項			
	②構造耐力関係規定	<input type="checkbox"/> 適法	<input type="checkbox"/> 既存不適格	
	既存不適格条項			
	③上記以外の規定	<input type="checkbox"/> 適法	<input type="checkbox"/> 既存不適格	
	既存不適格条項			
④増改築等の履歴				
⑤既存部分の劣化状況				

### 本調書を構成する図書

1. 既存建築物の平面図及び配置図 (増改築の履歴がある場合は、当該部分を示す必要があります)
2. 新築又は増改築の時期を示す書類
  - ・検査済証
  - ・検査済証が無い場合は、確認済証又は確認台帳の記載事項証明（建築確認を行った機関が交付したもの）に加えて、工事の実施を特定できる書類（工事契約書等、登記事項証明書等）
  - ・建築確認台帳が災害等により滅失している場合は、建築確認後の工事の実施を特定できる書類
3. 基準時以前の建築基準関係への適合を確かめるための図書等（法第6条第1項第四号などの小規模建築物については、本調書が兼ねます）

【記入例】

静岡県建築基準条例第10条の2の規定による構造耐力及び構造計算にあっては地震力に係る部分が不適合

(基準時：平成29年10月1日)